

## 2700 地区ローターアクトクラブに関する諸規定

この規定は、2021 年より国際ロータリーが定める「ローターアクトクラブ(以下 RAC)」に  
関しての規定等に対して、2700 地区が 2022 年度より対応する規等を定めたもので、  
以下に記する規定等の中で 下線のある事項は RI の規定が決まり次第それに準じて変更又は  
新しく定めます。

1. 2700 地区内の RAC はそれぞれ一つの独立クラブと認識し、2700 地区との包括的連  
携団体との位置づけとします。  
そのために、地区組織では、青少年奉仕部門から分離し、地区ローターアクト委員会  
と相互に連絡を取りながら RAC の維持と活性化を図ることになります。
2. 2700 地区内の RAC は、「自立した RAC」を目標として活動し、「常に会員増数に努力  
し、(提唱型 RAC)・(独立型 RAC)は勿論、(地区支援型 RAC)も、「RAC から発展した  
衛星クラブ又はロータリークラブ」への移行を目指すか、RA 卒業後に カウンセラー  
の勧めるロータリークラブ会員又はロータリーフェローズ 2700 の会員になることを  
目指してください。
3. 2022 年度から RAC は 2700 地区 RAC として、地区組織からは  
別組織となりますが、双方は包括的連携協力を維持するために、RAC 会員は  
地区諸委員会の 下記の委員会に地区委員を所属させるとともに、地区主催の  
**地区研修・協議会**には 定められた方法で出席してください。

会員増強委員会  
公共イメージ向上委員会  
国際奉仕委員会  
社会奉仕委員会  
危機管理委員会(RAC 代表の兼任)  
地区大会実行委員会  
青少年委員会

4. RAC の会長は 地区主催の PETS に 定められた方法で出席してください。
5. RAC 地区委員は、2700 地区委員と同等の権利と義務を所持しますが、  
地区委員会の運営に関わる諸経費は、今回決定した地区と RAC の関係が大幅に  
変更する事がある時まで、地区が負担をします。
6. RA 地区委員は、地区委員会がリアルで開催される時に、業務の都合で出席できない  
場合は、オンラインでの参加も可能で、その場合、開催する地区委員会は、参加でき  
る体制を確保致します。
7. 2700 地区内 RAC は、下記の 3 つの形に分類し、支援クラブ・アドバイザー制度を  
設けます。

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 独立型    | RAC⇔支援クラブ+アドバイザー               |
| クラブ提唱型 | RAC⇔支援クラブ+クラブローターアクト委員会+アドバイザー |
| 地区支援型  | RAC⇔支援クラブ+アドバイザー               |

- ① **独立型(企業型)RAC** 柳川 2020RAC のような提唱クラブの無い型。  
RAC と支援クラブの連携により共存共栄を図る理想的な RAC

例会等の通常行事は クラブの運営規定に委ねますが、  
学校年度における年間活動計画を、地区年度の始まる年の  
2月までに、地区ローターアクト委員会に提出をして下さい。

柳川 2020RAC に西島年度発足までに理念、組織図、諸規定、カリキュラム等  
の独立型の今後の模範となるような文書の提出をして頂く。

- ② **クラブ提唱型**で クラブとの関係も良好で活動も活発な型。  
「衛星クラブ」として、独立型運営が出来るように更に支援を進める。

例会等の通常行事は クラブの運営規定に委ねます。

提唱型クラブの RA が 4 人以下となり、その状態が 3 年続いた場合は、  
自動的に地区支援型 RA として、地区 RA 委員会はその手続きを行う。

- ③ **地区支援型**で クラブが提唱できないような少人数又は 1 人や 2 人の RA を  
育てるために「2700 地区ローターアクト委員会が支援する-地区支援型」の  
RA とします。

1 人からでもローターアクターになることができます。

地区ローターアクト委員会は、地区支援型 RA に対し、他の RA と比較して  
遜色のない RA 活動が行えるように、委員会独自の活動方針を立ててください。

地区内 1 クラブから推薦の RA が 5 人以上になる場合、  
クラブ内に「ローターアクト委員会」を設置し  
クラブ理事会の決定によって提唱クラブとなる手続きをして、  
地区委員会に届け出て下さい。

例会等の通常行事の開催方法等は 地区委員会と RAC 代表者の  
話し合いによって決定してください。

### 支援クラブの呼称とアドバイザーの役目等

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 柳川 2020RAC と柳川クラブの関係を | 提携支援クラブ    |
| 提唱 RAC と 提唱クラブの関係を    | 提唱支援クラブ    |
| クラブ推薦 RA は 推薦クラブを     | 推薦支援クラブ とし |

RA アドバイザーは、自クラブとの関係を有する RA が  
地区 RA 委員会の実施する講習会、RAC 主催の各種事業等に等に参加をし、  
RA が RA としての活動を持続出来るように支援する。

3つの形態の何れかにおいてでも、

クラブに関与する RA がいるクラブは、クラブにローターアクト委員会を設置する事を強く勧めますが、クラブの事情により委員会の設置が難しい場合でも、1名以上の RA アドバイザーを必ず配置しなければなりません。

(但し、提唱型 RAC の場合、提唱クラブは「クラブにローターアクト委員会」を設置せねばなりません。

地区支援型クラブが提唱型に変更する場合も同じです。)

( 独立型は 2名 クラブ提唱型と地区支援型は 1名 とします )

(任期を 3年以上から 5年迄とします)

RA アドバイザーは、クラブのローターアクト委員会委員や委員長との兼任でも良いです。

RA アドバイザーは、地区ローターアクト委員会が\*\*月頃に開催する「RA アドバイザー研修会」に 必ず出席をして下さい。

( クラブローターアクト委員の研修会とは違います )

地区 RA 委員会が日程と内容を決定し、案内致します。。

RA アドバイザーは、地区ローターアクトが開催する「RA 地区大会」等に 必ず出席をして下さい。

#### 8. 地区大会等に関する件

RA は地区主催の地区大会に出席する事は出来るが、参加人数、参加登録費等々は

その都度、

地区大会主催クラブ

地区ローターアクト委員会

地区 RAC 代表者

の 3者協議で決定する。

(但し、地区大会に参加する場合の参加費補助は、世話クラブに任せます)

## 9. 金銭に関わる件

### (1) 委員会の通帳

- ・地区会計長の名前で作成した預金通帳と銀行印を RAC に渡し、  
毎期継続使用とします。
- ・また、地区の預金通帳と同様にネットバンキングに繋げることにします。

### (2) 地区アクトに対する地区予算からの運営資金の援助

- ・年度予算から 30 万円を差し引いた金額をアクトの預金口座に振込んでいます。  
30 万円は地区アクト委員会の活動費用として、RA 委員長が直接ガバナー事務所に経費の事後請求を行います。

### (3) 地区アクトに対する各クラブからの運営資金の援助

- ・援助金の名目を **RA 支援クラブ会費** として会費/年額を  
毎年 7 月 1 日の RA 人数で 7 月 10 日までに  
支援クラブ or 当該 RAC が 指定する地区会計通帳に振り込み納入する。

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| ・ RA が 1 人～4 人の世話クラブ   | 1 人につき会費 10,000 円    |
| ・ RA が 5 人～10 人の世話クラブ  | 1 クラブにつき会費 50,000 円  |
| ・ RA が 11 人～29 人の世話クラブ | 1 クラブにつき会費 100,000 円 |
| ・ RA が 30 人以上の世話クラブ    | 1 クラブにつき会費 200,000 円 |

但し、独立型 RAC は、その活動が安定するまでの猶予期間として  
認証年を含む 3 年間は RA 支援クラブ会費は  
地区会計長と当該 RAC の協議の上、減額する事とが出来ます。

### (4) RAC が実施した各種事業の収支報告と残預金の処理

要件を満たした報告書を作成し、  
地区会計長の監査を受けた後  
ガバナー月信にて報告することとします。

### (5) RAC の RI への分担金

2022 年 7 月 1 日から、RI 人頭分担金として新たに、

- ・大学を拠点とするクラブ RA1 名につき 5 ドル (提唱型)(支援型)
- ・地域社会を拠点とするクラブ RA1 名につき 8 ドル (独立型)  
が課されるようになることが決定しています。

地区で纏めて支払う手続きとなります。

RYJEM (半期 100 円×2) についても、  
RAC が新たに支払義務者になることも決定していますので、  
RI 分担金と一緒に支払うようにしてください。

## (6) RAC の地区への負担金

- ・地区資金  
地区 5 大会議、地区委員会、地区行事等々の運営資金として  
1 人年間 2,000 円を 上期、下期に分けて、  
支援クラブ or 当該 RAC が 地区指定の口座に振り込む。  
(ガバナー事務局関係費用は一切含まないので、使用も出来ない)
- ・ガバナー月信編修料(デジタルになった場合の名目)は不要です。  
デジタル配信になった時点で、  
RA のメールアドレスを管理する者を経由して 無料送信する。
- ・ロータリーの友 購読料 配布しないので不要
- ・地区奉仕プロジェクト資金 (半期毎 500 円)  
RA からは 徴収しない。  
RAC が、財団の補助金を使用しないで PJ を実施する場合、  
50 万円を上限として申請できるが、PJ 資金の 10%を負担せねばならない。
- ・地区国際交換資金 (半期毎 750 円)  
地区国際交換事業の申請は可能であるが、詳細は継続検討します。

## (7)ロータリー財団部門との関連規定

- 1.RAC はロータリークラブの規定と同等とします。
- 2.RAC は、毎年ロータリー財団に対して年次基金寄付、恒久基金寄付  
および使途指定寄付を行わなければならない。  
  
(年次基金寄付はロータリー財団資金を活用して社会奉仕、国際奉仕を  
実施するにあたっての財源となります)  
(使途指定寄付はポリオプラス、平和フェロー等使途を指定する寄付です)  
(恒久基金寄付については、ロータリアンの項を参照)  
  
年次基金寄付は必須ですが、寄付額は任意とします。  
但し、2700 地区の目標は、一人当たり年間 50 ドル以上とします。  
使途指定寄付、恒久基金寄付については寄付と金額は任意とします。  
  
(2700 地区ロータリアンの 年次寄付目標額は 150 ドル/年間  
使途指定寄付としての年次寄付目標額は 30 ドル/年間です)
- 3.RAC は社会奉仕、国際奉仕を実施する際に、ロータリー財団の補助金等を  
申請し使用する事が出来ます。
- 4.RAC が社会奉仕、国際奉仕を実施する際に、ロータリー財団の補助金を  
活用する場合、RAC 単独あるいは RAC 支援ロータリークラブと合同で  
実施できるものとします。

5.RAC は、2700 地区にて毎年 8 月に開催される「ロータリー財団セミナー」及び 1 月の「ロータリー財団資金管理セミナー」に必ず出席して、ロータリー財団と MOU を交わさなければなりません。

6.ロータリー財団の地区補助金を活用して社会奉仕、国際奉仕を実施する場合は別途定める期間までに、補助金申請書を提出して、2700 地区ロータリー財団委員会の審査を受けなければならない。

不受理の場合はロータリー財団の財源を使用する事が出来ません。

7.ロータリー財団資金を活用した場合は、別途定める期間までに最終報告書を提出して、ロータリー財団の承認を経て事業終結とします。

**以上の規定等を**

**2022 年 7 月 1 日より 発効致します。**

※ 2023 年度に正式に適用するまで、西島年度は移行期とし、それに係る諸手続等は、ローターアクト地区委員長又はガバナー事務局にお問い合わせください。